令和 3 (2021)年度 第 1 回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和 3 (2021) 年度 第 1 回栃木県公共事業評価委員会 会議結果概要

1 日 時 令和3(2021)年10月4日(月曜) 13:30~15:40

2 場 所 本館6階 大会議室2

3 出席者

有賀 一広 (宇都宮大学 農学部教授)

梅澤 啓子(栃木県女性団体連絡協議会 会長)

大澤 和敏 (宇都宮大学 農学部教授)

小林 博文(栃木県経済同友会 理事)

末武 義崇(足利大学 副学長兼工学部長)

山岡 暁 (宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)

[敬称略•50音順]

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の再評価について(審議案件)

(1) 河川事業 8件

ア) 一級河川 田川 宇都宮市石那田~日光市木和田島

【栃木県】

河川事業の再評価概要書(資料1-1)により説明。 以下、助言、質疑等。

【委員】

私から質問したいのは、例えば一昨年の 2019 年 10 月にも大きな台風が来て、市内の田川も溢水してしまったと思いますが、そのときに被害などはあったかどうか。御存じでしたら教えてください。

【栃木県】

同じように浸水被害が発生した状況になっております。

【委員】

では、工事は早急に進めていった方がいいという判断ですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

もう1点、連節ブロックではなく、コンクリートブロック張が強度の点でもすぐれているという根拠について教えていただければありがたいのですが、お願いします。

【栃木県】

田川の当該区間は、洪水時には大体 $4\sim5\,\mathrm{m/s}$ ぐらい流速が出そうな状況になっております。今までの連節ブロックの護岸構造とすると、設計流速と書いてあるところでは、上限が $5\,\mathrm{m/s}$ くらいだったら連節ブロックでもつという技術基準上の整理になっております。さらに堅固なものにしようとすると、1つ上のブロック張構造になります。ちょうど現場の流速が、連節ブロックとすれば上限値、ブロック張とすると下限値となっております。ただ現場とすると、連節ブロックでもたなかったという実績のもと、今回さらにグレードの高いコンクリートブロック張に変えていこうと判断したところでございます。

【委員】

ありがとうございます。具体的には、物理的に自重が大きいのでコンクリートブロックの方が大きな流量に耐え得る、という理解でいいですか。物理的な、崩壊していく機能としては、コンクリートブロックが重いからいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【栃木県】

コンクリート製品そのものも、連節ブロックとブロック張では1個当たりの重量も大分違っておりまして、コンクリートブロック張の方が重くなります。それを鉄筋などでつないで洪水に対してもたせるわけです。重量なども違っておりまして、より洪水に強い構造になるのがコンクリートブロック張でございます。

【委員】

どうもありがとうございます。もう1点、これはちょっとしたコメントなのですが、 私は農業土木を専門にしています。今回、圃場整備事業と連携しながら事業を進めているということは非常に意味が深いのかなと思っております。農業土木の中でも、最近の考え方として、強靭な国土形成のために、「流域治水」という考えで「田んぼダム」なども活用しながら治水事業に貢献していこうという計画もあるので、こういう連携事業は今後も大事にしていっていただけたらと思っております。どうもありがとうございます。

【委員】

2点あります。1つは2年前の台風の件ですが、2年前、田川は結構被害を受けて浸水被害があったのですが、当初の事業は14年からスタートしていて、27年に一部強度化みたいな感じで見直しをされたという経緯もあったと思いますが、今回の台風、2年前の台風による事業内容への影響があったのかなかったのか。要は、浸水被害があるわけなので、もともとの当初計画の中にはそれは織り込み済みで対策を打っているのか、それとも今回、2年前の台風の影響に対する治水事業は別立てでやろうとされているのか。この案件とは外れてしまうかもしれませんが、その辺の全体像を教えてもらえればと思っています。これが1点目です。

2点目は、ちょっと細かい話なのですが、先ほど進捗率 66%とお聞きしたのですが、 実際には整備完了は 1,900m。 8,300m分の 1,900m、つまり 22~23%ですので、実際 に整備を完了したものと進捗率に大分乖離があると思ったのですが、よくよく読むと 暫定整備が完了していると書いてあって、その分も含めて全体の 66%ということでよ ろしいのですか、ということが 2点目になります。よろしくお願いします。

【栃木県】

順番に御説明したいと思います。1つ目の御質問についてですが、本県は、平成27年の関東・東北豪雨で大きな被災を受けております。一昨年の台風第19号、一般的に令和元年東日本台風と呼ばれていますが、その台風でも県中央・西部を中心に甚大な被害が出ているところでございます。

今回、田川につきましては、平成27年時点の洪水によりまして、従来のやり方の護 岸構造ですと体力がないというところで、被災を受けて護岸構造を見直しまして、そ の後、護岸構造についても、今の事業区間については新しいブロック張の構造で整備 しております。この設計の考え方でいきますと、一昨年の台風 19 号にも護岸の構造からすれば対応できるものになっておりますので、その意味では、内容の変更については一昨年の台風を踏まえた見直しは行っておりません。申し添えますが、護岸の構造については、全体の洪水を防御する計画、例えば洪水を流す川の断面の大きさを大きく変えるとか、洪水を防御するシステムとして例えば池をもっとたくさんつくるとか、そういった根本的な見直しをするようなものではないので、私どもの事業整備とすると、いわゆる事業計画の変更には当たらないと思っておりまして、今回、定期的な再評価のタイミングで事業費の増についてお諮りしたところでございます。

続きまして2つ目の御質問、全体のお話ということですが、今回確かに、残事業のボリュームと全体延長を見比べますと、どんな感じなのかというところはございます。 上段の図面を見ていただきたいのですが、左3分の1が宇都宮側、その右側が日光市側になりますが、宇都宮側の区間については一部分を残して整備が完了しており、しっかり断面が広げてあります。上流側につきましては、橋等の必要な構造物は基本的に整備が終わっていて、最後の川を広げるという部分だけが残っている状況です。そういう意味で暫定的な整備が終わっているところです。延長とすれば完成までの延長はまだ長いのですが、残りのお金にすると、延長の割合に比べてお金はそれほどかけなくても事業を完了するものと、今、見込んでいるところでございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

3点ほど。連節ブロックは平成27年の災害で被災して、その後、ブロック張にされるということですが、田川大橋の被災した箇所は令和元年の台風の前には改修されて、その雨のときには被害はなかったということでよろしいでしょうか。

【栃木県】

事業区間の一番下流の端になりますが、田川大橋より下流でそういった被災がありましたが、被災したところの復旧は終わっております。

【委員】

で、令和元年の台風のときには災害はない。

【栃木県】

はい。

【委員】

では、多分強くなったのだろうということで、今回もそれでやられると。

あとは、前の方の資料の図面で、現地に行っていないのであれですが、右下の残事業区間は全体的にぐねぐねがあり、最後の方で直角的に曲がっている区間があります。 専門ではないのですが、断面を大きくするとともに、整備事業の写真とかを見ると、 大分流路もスムーズなカーブにしていると思うのですが、河川の計画のときには断面だけで評価して、流路の線形とか雨水の流れの量を評価して、洪水の被害が減るとかそういうものを評価しているのか。これは専門ではないので教えてほしいと思ったのですが。

【栃木県】

河川の整備を行うときには、川の洪水を流す断面、面積ですね、これを大きくするのと併せまして、川の法線、いわゆる線形ですか、流れる形も、例えば直角に曲がっていたり逆戻りするような形のところは、非常に洪水が発生しやすい状況になっておりますので、そういったところは用地の御協力をいただきまして法線を直すことも行います。

【委員】

それは圃場整備とは関係なく?

【栃木県】

はい。今回はほとんどの区間で、川沿いの田んぼの形を直すのと併せて事業が実施できることになりましたので、圃場整備の計画の中で新しい川の線を御提案申し上げ、川もより真っすぐになる、田んぼの区画もよりきれいになる、そういったところはお互いに調整して法線も決めていったところでございます。

【委員】

最後に1つ。日光市の入っているもうちょっと大きい地図がありますね。左上の方ですが、日光市といってもそんなに上流まで行っていないので田川は多分問題ないと思いますが、私は森林土木が専門なのですが、林道などだと令和元年と平成27年、流木や山崩れ、切り捨て間伐の材が橋梁や暗渠にはさまって災害が起きたとか、あとは、大きいところだと九州の豪雨で山崩れが起こって、流木が橋にかかって、断面的には多分問題ないけれどもそこで塞がって氾濫するとかという問題があるのです。田川に関しては問題ないというか、奥まで行っていないので、急な崩壊が起きそうな森林はないと考えてよろしいでしょうか。

【栃木県】

はい、そのように考えております。

【委員】

ちなみに、この事業とは関係ないのですが、栃木県内で平成27年や令和元年の災害 で流木が橋梁にかかって起こった災害はあったのでしょうか。

【栃木県】

近年の平成27年、それから令和元年の大規模な出水において、大規模な流木災が発生したという事例はございません。

【委員】

栃木県はないのですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

国土交通省などの指針で、九州とかでそういうことが起こって、今後検討しなさいとか、そういう通達等は各県に出ているのですか。特にそういうものはないですか。 流木をもうちょっと考慮しなさいとか。なければないでいいですが。

【栃木県】

基本的には、設計の指針などがその後変わったり変えるような通知は頂戴しておりませんが、九州などの被災の事例がございまして、そういった被害が発生したときに国の方で財政的な支援がなされるような仕組みについては、国の方から今示されています。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

イ) 一級河川 武名瀬川 下野市谷地賀〜上三川町上蒲生

【栃木県】

河川事業の再評価概要書(資料1-2)により説明。以下、助言、質疑等。

【委員】

私からの質問として、今回はブロック張からブロック積への変更ということですが、その変更区間というのは、残りの区間の全川ブロック積をやるという理解でいいのでしょうか、それとも既設のところもやるということなのか、どちらなのか教えてください。

【栃木県】

先ほどの田川と同じような整備手法ですが、平成27年の関東・東北豪雨の被災を踏まえまして、その後の整備について、部分的なブロック張の整備からブロック積の整備に切りかえておりますので、現状では上流側に残区間が残っておりますが、そこについては全区間ブロック積の構造でしっかり護岸を張っていくというやり方を考えております。ですので、現時点からブロック積に変えているわけではなくて、先ほどの写真にございましたが、既に下流側で周辺に家があるようなところは特になんですが、もうブロック積に切りかえております。

【委員】

部分的には既設の区間もブロック積になっているという理解でいいですか。

【栃木県】

はい。既に整備が終わっている区間についても、ブロック積構造に切りかえております。

【委員】

ブロック積構造に切りかえるときに断面の幅が狭くなりますよね。 2割勾配から 5 分に変わったときに、幅が随分狭まることで用地が余ってしまうことも考えられるのですが、その辺はいかがでしょうか。

【栃木県】

護岸の斜めの法勾配を、当然ブロック積になると立てることになりますので、必要な用地の幅は小さくなります。ただ、既に用地を取得していたわけではなくて、これから用地を取得する区間でしたので、用地を買い過ぎてしまったという状況は発生しておりません。

先ほど申し上げましたとおり、これから用地を買うという状態の中で、用地費も含めてどちらの護岸構造が有利なのか比較したところ、ブロック積にして少しでも用地を取得する範囲を狭くする方がこの区間では有利になったということで、今回、大々的な構造の見直しを行ったところでございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

今のに関連して、わかる範囲で教えていただきたいのですが、ブロック張からブロック積ということで、7.0 億円の工事費の増というのもばかにならないお金だと思うのですね。もともとそういう施工方法があったのであれば、なぜそれを採用できなかったのか。災害が起きてからでないとわからないということなのか。それを想定してあらかじめそういう工法を適用しておくことも大事な感じがするのですが、やはり災害が起きてみないとわからないという状況なのでしょうか。その点、答えられる範囲で結構なので教えてください。

【栃木県】

最初は平成9年に事業化したところでございますが、当時は、河川整備の考え方が 大分方向転換になった時期でございまして、できるだけ自然に配慮した整備手法を考 えていこうということで、河川の整備・管理の基本的な法律である河川法の大々的な 改正が行われまして、環境に配慮した河川整備をしっかりやっていこうという方針が 示された時期でございます。立案のころは、そういった中で、被災してしまってはい けないので必要なところはしっかりとコンクリートで。例えば水がぶつかるところと か、橋や堰などの構造物があるところは弱点になりますので、そういったところはしっかり護岸を張っていくということで事業計画を立案しました。

ただ、残る区間、必ずしも弱点になりにくいところについては、できるだけ自然に 配慮した整備ということで、当時は切りっぱなしの土羽で、それは緩やかな状態にし ておきますが、そういった形でできるだけ自然に配慮した土羽構造でやろうというこ とで立案していたところでございます。

その後、武名瀬川は大規模な施設被害が発生していない状況でずっと過ごしてまいりましたが、近年、関東・東北豪雨や東日本豪雨等、武名瀬川でも大規模な浸水被害が発生するような状況が生まれてまいりまして、実際に土の構造になっているところが被災している状況もございます。特に残っている区間は市街地に近接ということで、やっていこうということで方針転換したところでございます。

委員御指摘のとおり、最初からしっかりした計画を立案すればよかったのではないかという部分は、まさに御指摘のとおりの部分はあるのですが、そういった時代背景の中で当時立案して現在に至っている状況でございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

2点ほど質問になるのですが。ブロック張とブロック積ではブロック積の方が幅が 狭くなるのですが、さっきの図だとちょっとわからなかったのですが、深さは深くし て、断面は大体同じなのか。流速が変わるのか。計画流量を同じにしているというこ とでよろしいのでしょうか。断面とか流速の2つは計画流量でどうなっているのか教 えてもらってよろしいでしょうか。

【栃木県】

まずこの川の計画流量ですが、概要書2枚目、川の標準断面図に載せておりますが、計画流量50m3/sの水を流す計画でございます。これはブロック積でもブロック張でも同じ計画で、これについては変更しておりません。この形では、ブロック張でもブロック積でも毎秒50tの水が流れる断面になっております。

非常に見にくいのですが、設計水深とすると 2.4m と記載しております。これは両方とも 2.4m になっております。

ただ、護岸といいますか堤防の脇といいますか、掘り下げるところの斜めになっているところが、ブロック積の方は1対 0.5の5分構造の勾配ですが、従前の計画ですと1対 2.0 ということで、1 mの深さに対して2 m前面に出ていく1 対 2 の勾配で整備しようとしていたところでございます。

【委員】

流速は、では両方とも同じですか。

【栃木県】

はい。

【委員】

もう1点は、B/Cは簡略化して余り詳しいことは説明しないようになっているみたいですが、初めてなので教えてほしいのですが、一括案件の方を見ても大体5から15~16ぐらいみたいですが、河川改修のベネフィットにどういうものが入っているのか。あとは、先ほどの田川上流と比べると、今回のものは10.2とか15.9と大分高くなっているのは、川幅が狭くてコストが安い割には、田川上流よりは民家が多いので、浸水被害がこの改修によって大きく防げるというベネフィットが大きいのかなと思うのですが、ざっくりでいいですが、河川改修のベネフィットとしてどういうものが入っていて、田川の上流と比べてなぜこちらの方が大きいのか教えてもらってよろしいでしょうか。

【栃木県】

これは投資効果の氾濫の様子を示した図面ですが、河川事業における便益を何ではじくかといいますと、洪水によって被害が出ますが、直接的におうちが浸かるとか田んぼが浸かるといった被害額、それから交通への影響など間接的ないろいろな影響、そういった洪水による被害額がどのぐらい整備によって減少していくか、その期待額をベネフィットとして積み上げます。何の整備もしないとこんなに浸水被害があって、何十億円、何百億円という浸水被害が出るところが、整備によってそれがなくなるもしくは減少する。その減少する被害額をベネフィットとして計算します。それに対して、整備にかかる建設費と整備完了後の50年間の維持管理費をコストとして足し合わせて、費用と便益について比較していくという形が、河川事業の費用便益分析の考え方でございます。そういったことで、着色部分の被害額が整備によってどのぐらい減少していくかということで便益を出してまいります。

武名瀬川につきましては、下流側はどちらかというと田んぼや農村集落が広がっているような状況ですが、特に残りの右側の赤い区間は、川のすぐ脇に新4号国道が走っておりまして、その付近は沿道にいろいろと開発が進んでおります。特に上流3分1区間は住宅団地が造成されまして、周りが市街地になってしまっているという事情がございまして、下流側の整備に比べると残事業区間で非常に便益が出やすい状況になっております。そういった中で、こちらについては残事業区間においても被害減少期待額が大きくなってくる中で、残事業の便益も大きくなっているという状況でございます。

【委員】

事業が終わると右上の黄色いところもなくなるのですか。

【栃木県】

河川の場合、例えば去年とか今年、熊本で降ったような雨がここで降った場合、被害が解消された状態になるかというと、設計を上回るような雨が降れば溢れるのですが、今ここで考えている計画規模の雨に対しては解消していくということでございます。

【委員】

ありがとうございます。以上です。

【委員長】

今の、計画規模の雨というのは何年確率なのでしょうか。

【栃木県】

5年に1度でございます。

【委員長】

となると、5年以上の降雨が来た場合には、氾濫はある程度許容されるということ になるわけですね。

【栃木県】

はい。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

私はよくわからないので1点だけ教えていただきたいのですが、この事業は平成9年から始まったということなので、既に23年か24年ぐらいですか。一応計画では令和8年までということですから、トータルで30年ぐらいということになるのですが、河川事業というのは最初からこのぐらい時間がかかるものだということで計画されるものなのでしょうか。そこを教えていただきたいのですが。

【栃木県】

河川の整備に当たりましては、河川法という法律の中で、河川の整備をおおむね20年から30年という時間のスパンの中で、どこをやっていくかということを計画として整理して、河川整備計画という法律上の法定計画に位置づけしまして、位置づけした区間について整備を行っているという形です。その手続も、パブリックコメントなどの手続を踏みまして、どういったところをどういう形で整備していくということを県の皆様にもお示しして意見を伺いながら、どこの区間をやっていくということを示しております。そういう中で、河川の整備は、長くなりますと30年といった期間の中で一定区間を整備していくということをお示しして、事業化しているところでございます。

【委員】

どうもありがとうございました。

- ウ) 一級河川 大芦川 鹿沼市北半田~鹿沼市引田
- エ) 一級河川 五行川 真岡市沖~芳賀町上延生
- オ) 一級河川 思川 小山市乙女~小山市島田
- カ) 一級河川 熊川 大田原市荒井〜那須塩原市箕輪
- キ) 一級河川 矢場川 足利市島田町~足利市南大町
- ク) 一級河川 菊沢川 佐野市堀米町〜佐野市栃本町

【栃木県】

一括審議案件一覧(資料1-3)により説明。 以下、助言、質疑等。

【委員】

3点ほどあります。工事の内容を変更したところは、労務資材費、消費税、事業費を精査して増額するのですが、労務資材単価の上昇と消費税増税に関しては工事内容を変更しなくても上昇すると思います。それ以外の1番、2番、5番、6番は工事費の精査はしなくてよろしいのでしょうか、というのが1つです。

【栃木県】

ほかの1番、2番、6番の変更点がない事業についても、事業の中身については毎年ローリングして精査しております。

今回、当然ほかの事業も、労務資材単価が上がったり消費税増税による影響は受けておりますが、一方、コスト縮減になる部分もございまして、そういったところと相殺すると全体事業費の増減に響くほどでもなかったということで、事業費の見直しについては行っておりません。

期間については、1案件だけ期間の見直しを行いたいという状況でございます。 そういった意味では、事業費の精査については継続的にやっております。

【委員】

あと2点いいですか。4番の護岸工事の見直しは、やはり平成27年の災害等が起きて見直しをしたということなのでしょうか。

【栃木県】

熊川につきましては、もともと川の幅がある程度しっかりとれているということで、 コンクリートの護岸も既に整備がなされている区間が結構ありまして、使える護岸に ついてはなるべく使っていこうという護岸整備方針で考えております。 ただ実際、既設の護岸をなるべく生かしながらと思って現場に入ってみますと、川底に護岸がどのぐらい深く入れてあるかというところが、場所によっては整備から大分時間がたっておりまして把握できないところもございまして、浅くて、この整備だと、もし大きな川底の変動が起きたときには、現行の基準で考えますと護岸がもたないところもあります。そういったところの見直しをした結果、護岸の面積がふえてしまったところです。

例えば東日本台風や関東・東北豪雨の影響により護岸構造を見直したということではなくて、既設の護岸がそのまま使えない区間が生じてしまったという考え方の中で、面積がふえたところでございます。

【委員】

最後の菊沢川の標準断面図ですが、これは計画水深が 1.4mで結構浅い。点線が現況ということでよろしいですか。大分横に広く掘る感じですが、これは、用地自体は河川用地を新たに取得する必要がないので、掘り下げるよりも横に広げたという感じでよろしいでしょうか。市街地なので、用地取得すると結構かかるのかなと思ったので。

【栃木県】

基本的に、菊沢川は、必要に応じて用地を新しく買収して広げていく計画でございます。ただ、菊沢川は、「ナガレコウホネ」という希少種の植物が特に下流区間に自生しております。これはきれいな水で、水深が深い状態になると日光等の影響もあり希少種に影響を及ぼすということで、なるべく浅い状態で水をしっかり流してあげる川の形にしないと希少種が守れないということで、希少種に対する対応が必要なところについて、このような標準断面でやっていくという考え方でございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。以上です。

【委員長】

ということは、この標準断面図は、全区間このように広げるというわけではなくて、 一部このように横に広げるという理解でよろしいでしょうか。

【栃木県】

はい。もともと流れている水のところは濃い青で書いておりますが、ここはできるだけいじらない。今あるところを掘ってしまったりしますと希少種にも影響が出ますので、そういったところはなるべくいじらないで、もともと川でないところをしっかり広げて、今流れている川のところになるべく影響が出ないような形で希少種のある区間については整備をしていく、という考え方の区間の横断図でございます。

【委員】

一括審議の3番は、河道の掘削に結構コストがかかってしまうという理解でいいで

すか。先ほどのように護岸のやり方を変えるよりかなりお金のかかる作業になってしまうのを、もう少し具体的に説明していただきたい。掘削にはかなりお金がかかるのですか。

【栃木県】

3つ目の思川の事業ですが、思川は県内を代表するような、県が管理している区間では洪水を流す能力もトップレベルの大河川でございます。そういった大河川は基本的には国土交通省がみずから管理している区間が多いのですが、まさに国土交通省が管理している区間からすぐ上流の、洪水の処理能力も3,700m3/sぐらいの水を流す大河川でございます。そういう中で、整備となりますと、掘削をする土の量も、県内のほかの河川に比べて非常にボリュームが大きい。掘削したものは当然公共事業の中で流用していくのですが、掘削の費用や運搬の費用も結構かさみまして、そういった中でかなり事業費がふえております。残り50万m3ぐらい土を掘らなければならない。そのぐらいを見込んでおります。

【委員】

これはやはり、最近の洪水などのせいで想定外の河床変動が起こって、掘削の必要性が生じたという理解でいいのですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

私の場合は、ここに来させていただいても、細かいことで質問することは非常に困難なのですが、ここ数年来、温暖化によって非常に雨の降り方が変わってきています。今まで全然被害のなかった川が、水の被害によって道路が川になってしまうといった状態もある中で、こういった川の整備をするのにいろいろ計画して御苦労していると思います。その上で、予算が足りなかったり、こっちを直せば今度はこっちがということで、今、日本中ばたばたしていると思います。

そういう中で計画しながらやっていくことはとても大変だなと思っています。それでもどうにか自分たちの敷地や住まいを守っていかなくてはいけない。とにかくこれを見せていただくと、大変御苦労しているということが見えるので、本当にありがたいと思っています。

今後もこういったところに出させていただいて、私たち女性団体の方で、そんな話もまたできたらいいのかなとお伺いしています。よろしくお願いいたします。意見ではないのですが。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、意見の取りまとめに移りたいと思います。

まずは個別審議案件から取りまとめを行います。

「河川事業 一級河川 田川 宇都宮市石那田~日光市木和田島」について、県の対応方針(案)に対する御意見がございましたらお願いします。意見はございませんか。

(「意見なし」)

では、御意見がないようなので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたい と思います。県の方針どおり「対応方針(案)のとおり事業を継続する」ことが妥当 としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

次に、「河川事業 一級河川 武名瀬川 下野市谷地賀~上三川町上蒲生」について、県の対応方針(案)に対する御意見がございましたらお願いします。意見はございませんか。

(「意見なし」)

では、御意見がないようなので、委員会として意見内容の取りまとめを行いたいと 思います。県の方針どおり「対応方針(案)のとおり事業を継続する」ことが妥当と してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

次に、一括審議案件について意見の取りまとめを行いたいと思います。一括審議案件については、全て一括で意見の取りまとめを行ってもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員長】

それでは、一括審議案件6件について、県の対応方針(案)に対する御意見がございましたらお願いします。御意見等はございませんか。

(「意見なし」)

それでは、御意見がないようなので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。一括審議案件全てにおいて、県の方針どおり「対応方針(案)のとおり事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に報告いたします。

以上